

農地法第18条第6項の規定による通知に係る提出書類

《合意解約の場合》

京都市農業委員会事務局（電話：075－222－4050）

◎：必須

	提出書類		発行機関	部数	備考	
◎	1	農地法第18条第6項の通知書		1		
◎	2	解約契約書		1	解約契約書又は調停調書のいずれかが必要	
		調停調書(農事調停の場合)		1		
◎	3	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局	1	調停調書がある場合も必要	
◎	4	【個人の場合】 住民票(全員)	区役所等	1	・相続人からの申請の場合は 本籍地記載 ※調停調書がある場合は不要	
		【法人の場合】 法人の登記事項証明書[履歴事項全部証明]	法務局			
	5	【貸人の相続未登記の場合及び借人死亡の場合】 ①又は②のどちらかを必ず提出。③もあれば、併せて提出。				
		①	法定相続情報証明	法務局	1	住所の記載があるもの
		②	相続関係図		1	
			被相続人の戸籍謄本(原戸籍、除籍を含む)	区役所等	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て
			相続人全員の戸籍謄(抄)本	区役所等	1	被相続人の死亡日以降の証明日のもの
		③	遺産分割協議書(あれば提出) (協議書に添付の全相続人の印鑑登録証明書を含む。)	区役所等	1	・遺産分割協議書があれば、 申請者は特定の相続人 ・遺産分割協議書がなければ 相続人全員が申請者 ・印鑑登録証明書の発行日は 不問
6	【土地区画整理中の場合】 仮換地地積証明及び仮換地指定図		区画整理 事務所等	各1		
7	委任状(任意様式) ・委任者(通知者)の署名(自署)または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。			1	・貸人、借人のどちらか一方が 持参する場合は不要 ・代理人が来庁する場合は、 貸人、借人のどちらか一方 の委任で可	

《注意事項》

◇通知書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。

（ただし、委任状には、委任者（通知者）の署名（自署）または記名押印が必要）

本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・通知者が来庁する場合：通知者の運転免許証等の提示等

・代理人が来庁する場合：代理人の運転免許証や社員証等の提示等

（委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること）

◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。

◇通知書は、貸人と借人の連署となります。

◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの〔原本〕が必要です。

→原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口を持参してください。

→「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書及び公図は、照会番号と発行年月日が記載されたものに限り
提出書類とすることができます。

→相続未登記の場合の提出書類は、相続時に作成されたもので構いません。

◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類（登記事項証明書等）を提出してください。

◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

令和 年 月 日

京都市農業委員会会長 様

通知者	住 所	氏 名
賃貸人		
	(電話 : —)	
賃借人		
	(電話 : —)	

農地の賃貸借について **合意による解約** をしたので、下記のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により通知します。

記

1 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

2 賃貸借契約の内容

・ 残存小作 ・ 農地法第 3 条に基づく賃貸借設定 ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定 ・ その他 :
--

3 解約の内容

農地法第 18 条第 1 項 ただし書に該当する事由の詳細	・ 農地等を引き渡す期限前 6 月以内に成立した 合意による解約 ・ 農事調定による合意解約
賃貸借の合意解約の合意が成立した日	平成・令和 年 月 日
賃貸借の合意による解約をした日	平成・令和 年 月 日
土地の引渡しの時期	平成・令和 年 月 日
解約を申し出た者	賃貸人 ・ 賃借人
その他参考となるべき事項	

賃貸借の合意解約の記載例

様式第10号の1

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

京都市農業委員会会長 様

通知者	住 所	氏 名
賃貸人	京都市中京区〇〇町〇番地 (電話: —)	〇〇 〇〇
賃借人	京都市左京区△町△番地 (電話: —)	△△ △△

農地の賃貸借について 合意による解約 をしたので、下記のとおり農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考
京都市左京区〇〇町1番地	田	512	
京都市左京区△△町2番地	畑	800	

2 賃貸借契約の内容

- ・残存小作 ☒ 農地法第3条に基づく賃貸借設定
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
- ・その他:

3 解約の内容

農地法第18条第1項 ただし書に該当する事由の詳細	☒ 農地等を引き渡す期限前6月以内に成立した 合意による解約 ・農事調定による合意解約
賃貸借の合意解約の合意が成立した日	平成・令和 元 年 6 月 1 日
賃貸借の合意による解約をした日	平成・令和 元 年 6 月 10 日
土地の引渡しの時期	平成・令和 元 年 6 月 30 日
解約を申し出た者	賃貸人 ・ 賃借人
その他参考となるべき事項	

引渡日より後でないと
転用は受けられません

様式第10号の2

解 約 契 約 書

下記土地の賃貸借契約のとりやめについて当事者で話し合いの結果、円満に合意解約することになったので次のとおり書面をとりかわします。

令和 元年 6 月 10 日

日付2

複数人になり、
欄内に収まらない場合は、余白・
裏面にご記入く
ださい。

賃貸人 住所 京都市中京区〇〇町〇番地
氏名 〇〇 〇〇 ☒ [署名(自署)又は記名押印]
賃借人 住所 京都市左京区△町△番地
氏名 △△ △△△ ☒ [署名(自署)又は記名押印]

1 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目	面 積 ㎡	備 考
京都市左京区〇〇町1番地 京都市左京区△△町2番地	田 畑	512 800	

2 賃貸借の合意解約の合意が成立した日

日付1 平成・令和 元 年 6 月 1 日

3 土地の引渡しの時期

日付3 平成・令和 元 年 6 月 30 日

4 賃貸借の解約に伴い支払う離作料等の内容 (補償がある場合) (補償がない場合)

離 作 料 : 金 〇〇〇〇〇〇 円 なし
その他代地補償等 : あり なし
物件の表示 : 京都市左京区△△町2-1 (321 ㎡)

5 その他参考となるべき事項

※日付について

- ・通知書と解約契約書の日付1、日付2、日付3はそれぞれ同じ日になしてください。
- ・土地の引き渡しの時期「日付3」は合意が成立した日「日付1」から6月以内とする必要があります。